

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般会計）

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

61,973千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

414,320千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	医療費助成事業	41,080	16,740	0	0	6,764	17,576
	児童手当	62,600	52,850	0	0	2,710	7,040
	障害者自立支援事業	97,580	75,490	0	0	6,139	15,951
	子ども子育て支援事業	20,320	12,560	0	0	2,157	5,603
	小計	221,580	157,640	0	0	17,770	46,170
社会保険	国民健康保険事業(基盤安定繰入)	43,830	32,870	0	0	3,046	7,914
	後期高齢者医療広域連合負担金	39,960	0	0	0	11,106	28,854
	介護給付費繰入金	76,830	0	0	0	21,352	55,478
	介護保険地域支援事業繰入金	9,310	0	0	0	2,587	6,723
	小計	169,930	32,870	0	0	38,091	98,969
保健衛生	フォロー健診	2,000	0	0	0	556	1,444
	母子保健事業	8,970	670	0	140	2,268	5,892
	疾病予防対策事業	11,840	10	0	0	3,288	8,542
	小計	22,810	680	0	140	6,112	15,878
合計		414,320	191,190	0	140	61,973	161,017

※「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

※「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

※「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。